

Uni-Care Travel and Medical Insurance

ユニケア旅行保険 約款

注：以下は、ウィングオセアニアがユニケア旅行保険の約款を独自に翻訳したものです。内容は一部省略しており、翻訳の正確性についての責任は負いかねます。ガイドラインとしてご利用ください。また、ウィングオセアニアは、この訳から生じた被保険者への損害、損失についての責任は一切負いかねます。正確性を求める場合は、独自に約款英語原本を訳すことをおすすめ致します。

開示告知義務

貴方(保険契約者)は契約、再契約、更新の前に私達(ユニケア)が補償を容認するかどうかの判断にかかわる貴方の知っている事実、予期できることを全て知らせなければなりません。もし、これを怠った場合には、私達(ユニケア)は責任の回避、または全ての契約をキャンセルできます。

貴方の保険

この保険は、オーストラリア及びニュージーランドへ旅行、留学、就労、一時在住で来られる65歳以下(ニュージーランド学生・プランは60歳以下)の方の為にデザインされています。給付金支払基準の額は、支払い最高額です。ある章では、追加限度額が適用されます。

一般条件 特別に説明されてない限り、全て章に適用されます。

1. 自動延長

- (a) 貴方の本国への帰国がこの保険においてクレーム返金出来得る交通機関の遅れ、または怪我、病気により延期された場合は、保険契約期間を自動的に保険証に記載された契約終了日から最高3ヶ月間延長します。
- (b) 貴方の本国とニュージーランド間のストップオーバーは、最高9日間カバーされます。オーストラレジアは、本国とオーストラリア、またはニュージーランド間のストップオーバー最高9日間。
- (c) オーストラレジアでは、保険契約期間中においてのオーストラリア、またはニュージーランドに帰還するバリ、ロンボック、南西太平洋諸島への旅行は、最高31日間カバーされます。ニュージーランド学生のみ- ユニケアの承認を得ることにより、本国への一時帰国が最高3ヶ月間カバーされます。この場合は、第1A章(1)医療費、第1B章(1)予約金の損失が適用され、第1A章(1)については支払い限度額を\$200,000とします。
- (d) ニュージーランド学生では、保険契約期間中においてのニュージーランドに帰還するバリ、ロンボック、南西太平洋諸島への旅行は、最高31日間カバーされます。

2. 自動復権

保険契約はクレーム後、追加料金を払わずに自動復権します。

3. 解約

1 この保険はいつでも解約できます。

- (a) 保険証発行日から契約開始日までの間 - 書面上にてお知らせください。
- (b) 契約開始後 - 旅行を終了しクレームをしたことがない旨をお知らせください。

解約の際には、以下の様に返金されます：

- (i) 保険証発行後14日以内で、クレーム及び旅行の開始をしていない場合は全額返金されます。
- (ii) 保険証発行後14日以上経過しクレームを起こしていないか旅行の開始をしていない場合は、予約金の損失と解約カバーの有効期間分の保険料を差し引いた残額が返金されます。
- (iii) 保険契約期間が90日以上 - 保険契約開始後でクレームを起こしたことがない場合は、使用日数

と保険料の15%が手数料として差し引かれ残りが返金されます。

(iv) 保険契約期間が90日未満 - 保険契約開始後は返金はありません。

2 以下のいずれかが該当すれば、平日14日間の書面での通知より保険証を解約いたします。

- (a) 誠実性にかける
- (b) 開示義務を怠った
- (c) 契約において誤報を提供
- (d) 保険料金支払いを含む契約準備に従わない
- (e) 弊社、他社を問わずクレーム詐欺をする

4 クレームオフセット

第4章1と2以外、オーストラリア/ニュージーランド、その他の国へ入国する際のビザの条件として強制医療保険に加入した場合、クレームの際にはその保険の補償適用対象外分を私達の補償範囲内でカバーいたします。

5 義務と責任

(a) 損失の際には、即：

- i) 極力、更なる損失と支出を防ぐ
- ii) 入院、避難、本国送還、全ての手荷物か所持金をなくした場合は、
ニュージーランド国内：Uni-Care Claims Service, P.O. Box 496 Wellington, New Zealand, 電話
トールフリー0800 864 227 へ連絡する。
- iii) 入院、避難、本国送還、全ての手荷物か所持金をなくした場合は、
オーストラリア国内：International SOS (Australasia) Pty Ltd., 電話トールフリー 1800 864
227 ニュージーランド国内： Uni-Care Claims Service, P.O. Box 496 Wellington, New
Zealand, 電話トールフリー0800 864 227
- iv) すべてのダイレクトクレームは、ニュージーランド国内：電話トールフリー 0800 864 227
Uni-Care Claims Service, P.O. Box 496 Wellington, New Zealand, claims@crombie.co.nz オ
ーストラリア国：電話トールフリー 1800 864 227
- v) ニュージーランド/オーストラリア国外 コレクトコール++64 4 381 8166
- vi) クレームフォームに全ての必要書類を添えて、iv)の住所へ送る
- vii) 怪我、病気の発生後は至急、医師のアドバイスを受ける
- viii) 貴方の損失、怪我、病気等で法律的に責任があるとみなした加害者、団体、ホテル、輸送機関に
対して書面上でクレームを起こしてください。
- ix) 手術が必要されるクレーム、または\$2,500以上かかるクレームは、承認のためにクレームデパー
トメントに連絡してください。

(b) 損失の際、自分の過失を認めてはなりません。

6 通貨

給付金支払基準の表示通貨は、オーストラリアを拠点にした場合はオーストラリアドル、ニュージーランドを拠点にした場合はニュージーランドドルになります。

7 法律

保険契約内容は、渡航先がニュージーランドの場合はニュージーランドの法律が適用され、オーストラリアの場合はニューサウスウェールズ州の法律が適用されます。

8 損失と身体検査

保険でカバーされた貴方と他の被保険者に人に対してクレームを起こされた場合は、クレームの詳しい詳細と法的書類を速やかにユニケアに提供する。私達の費用で医療検査か検死をするかもしれません。

9 更新

保険契約終了前に私達の同意のもと保険料を支払うことによって更新できます。

10 必要情報

全てのクレームは出来次第、私達に通知しなければなりません。必要な診断書、会計書、レシート、そして情報は、適度な時間内に提出しなくてはなりません。書類はオリジナルを提出。

11 代位弁済

私達は、弁護、解決、または起訴の為に貴方に代わり法的手続きを行う権利を有します。

12 不実、不完全な情報

保険加入の申し込みの際に提供した情報は、完璧且つ真実であれば、貴方は保険カバーされます。もし、提供した情報が事実でなく不完全、誤認させる為の誘導行為、または全てを開示していない場合は、私達は契約を破棄する権利を有し、クレームの補償金を支払う責任がありません。

用語定義

保険期間 保険証に記載された開始日から終了日、または本国帰国日のいずれか早く起きた日まで

私達 American Home Assurance Company アメリカンホーム保険会社 (ユニケアアンダーライター)

貴方 保険証に記載された被保険者

親族 76歳以下で日本に在住している配偶者、事実上の配偶者、親、継父母、後見人、義父母、娘、息子、婿嫁、兄弟、姉妹

一般適用対象外 以下から直接、間接的に生じたクレームには補償金を支払いません。

1. 正規に許可されていない航空旅行 熱気球は適用外
2. (a) 保険契約開始前からの妊娠とその出産、不妊、中絶、避妊
(b) 保険契約開始後の妊娠とその出産、不妊、中絶、避妊。但し、妊娠 28 週間以内に起きた予期しない併発、緊急事態はカバーされます。
(c) 不妊、避妊
3. 子供を出産した場合、出産後の子供のケア、及び出産時の子供に対しての\$100,000 以上の第 1A 章での治療。
4. 全ての性病、AIDS、HIV
5. 猟、レース (陸上競技以外)、ポロ、プロフェッショナルスポーツ、登山、ロープと器具を利用したロッククライミング、ポットホーリング、モーターサイクリング(201cc 以上)、スカイダイビング (資格インストラクターの監督下外)、ハンググライダー、海洋ヨット (私達の許可外)、故意的な危険追求
6. 自然発生または、他の理由での放射能汚染
7. 戦争、国内紛争、侵略、反乱、革命、軍事力の使用
8. 国際軍事力によるテロ行為の迎撃、防止、軽減
9. テロリスト行為
注) 8、9 は、第 1A 章、第 1B 章 2(a)、第 1B 章 2(b)、第 1B 章 4、第 1B 章 5(a) と第 1B 章 5(b)には適用されません。
10. 医療アドバイスに反しての旅行、健康に反しての旅行
11. 出国日前に私達の同意なしでの治療目的 (主目的か否かに関わらず) の為の渡航
12. うつ病、ストレス、不安、精神神経障害、自殺、自殺行為、自己負傷
13. オープンウォーターライセンス無取得かインストラクター監視下外でのダイビング
14. 私達の同意なしでの肉体、または危険労働
15. 飲酒、薬物の影響下の出来事 ニュージーランドスチューデントは、第 1B 章 2 において最高\$10,000 と第

1B 章 4 支給

16. 違法行為
17. 政府介入

第 1 A 章 医療費と関連費用

1. 医療費

保険契約期間中に生じた怪我、病気での医療避難に関わった費用も含む治療費は、私達の承認のもと払い戻されます。医師の指示による代替医療治療は、支払い限度額年\$500 までとします。

歯科：以下の場合、治療費を返金します。

- (a) 口腔負傷
- (b) 突然の歯痛の初期治療費 私達は任意治療、メンテナンスには支払いません。
メンテナンス：詰め物、根官、ポリッシング、スケーリング、知恵歯抜歯、ブリッジの交換、修復、キャップ、歯冠、貴金属、ピン、備品、歯周病、チタニウム・インプラント、定期的メンテナンスや衛生管理の欠如が原因での治療

視覚矯正器具：6 ヶ月以上のニュージーランドスチューデント加入者

契約期間が加入段階で眼鏡、コンタクトレンズを使用していた方のみ適用。最高年\$300 まで

- (a) 眼鏡、コンタクトレンズの紛失、盗難、損傷
- (b) 視力の変化に伴う眼鏡、コンタクトレンズの購入と検眼師への訪問

精神病：ニュージーランドスチューデントのみ

うつ病、ストレス障害、不安障害、神経症、自殺、自殺行為による負傷の治療費を最高\$20,000 まで支払います。

2. 継続治療

本国帰国後の継続治療費を最初クレーム後 12 ヶ月以内であれば最高\$20,000 まで支払います。

第 1 B 章 追加費用

1. 予約金の損失

以下からの解約、変更、未終了から生じた返金不可能な未使用の旅行費用、宿泊費、教育費、またはその他の予約金を支払います。

- (a) 旅行開始後の 76 歳未満の親族、同僚、同伴旅行者の予期しない死亡、大怪我、重病
- (b) 貴方自身の怪我、病気

2. 本国送還と解約

以下において私達が余儀ない状況と判断した場合、予約金の損失以外の旅行経費を払い戻します。

- (a) 旅行開始後の 76 歳未満の親族、同僚、同伴旅行者の予期しない死亡、大怪我、重病
- (b) 貴方自身の怪我、病気
- (c) 他の条項でカバーされていなく自分でコントロール不可能な余儀ない状況

3. 帰還

2 のクレーム後、引き続き旅行を継続したい場合は、以下の条件においてクレーム前の場所へのエコノミー航空運賃を支払います。

- (a) クレームに記載したイベントの発生から 6 ヶ月以内に帰還する
- (b) 帰還をした時点で、最低 28 日間のオリジナルの残存保険期間がある
- (c) 試験、講義、リサーチ、アカデミックコース等の教育目的で帰還が必要な場合は、ユニケアの判断で 3(b) 28 日間を放棄します。

4. 親族同行

もし、貴方が危険な状態により入院し医療状態が継続する場合、看護、または本国までの同行、死亡の場合は、死体帰還の為、最高2名までの親族に往復航空運賃、交通費、宿泊費を支払います。最高\$100,000まで

5. その他の特別手当と必要経費の支払い

- (a) 入院中の現金所要費 怪我、病気での入院中に24時間毎\$100を支払います。
- (b) 葬式費用
- (c) 誤認逮捕から生じた経費
- (d) ハイジャック中の経費
- (e) レンタカーの返却料 怪我、病気、死亡により返却出来なかった場合の経費
- (f) 旅行遅延 最低6時間以上の事故、予期せぬ出来事から生じた遅延での他から支給されなかった食事代を含む必要経費

第1A章と第1B章においての適用対象外

私達は以下においては支払いません

- 1. 私達の医療アドバイザーの意見により、貴方が本国送還かそれに代わる場所への移動に同意したにもかかわらず指示に従わなかったことから生じた経費
- 2. 処方箋を紛失したか損傷を受けた場合以外での保険契約開始前から受けている治療の継続経費
- 3. 私達の同意を得ずに受けた任意の医療治療経費
- 4. 怪我の発生から12ヶ月以上経過しての追加費用、及び病気の場合は、最初の医療経費が発生した日から12ヶ月後か保険契約終了日のいずれか後に生じた日を経過してからの医療経費
- 5. 契約開始前の怪我、病気
- 6. 使い捨てコンタクトレンズ
- 7. 以下から生じたクレーム
 - (a) 旅行予約前から予期されていた公共交通機関のスケジュールのキャンセル、短縮、変更、ストライキ
 - (b) 損失金の払い戻しが出来る交通機関の遅延
 - (c) 貴方が旅行にかかわる他の人のビジネス、ファイナンシャル、契約義務、約束
 - (d) 貴方が旅行にかかわるその他の人による旅行計画の変更か気変わり
 - (e) 旅行会社の集客不足から生じたツアー計画の未達成
 - (f) ファイナンス問題の理由によりサービス提供先の人、会社、組織側の拒否、失敗、及び無力
- 8. 同じ親族、条件、出来事による2回以上の本国帰還
- 9. この章では、クレームで最初の\$75（免責\$75）を自己負担しなければなりません。ニュージーランドステューデントには適用されません。

第2章 スーツケース、携行品、旅行書類、現金とクレジットカード

以下の出来事が起きた場合は、補償金が支払われます。

- 1 携行品の紛失と損傷
- 2 スーツケース損失
航空会社によりスーツケースが届くまで8時間以上遅れた際のカバンと必要品の購入代金 最高支払額 \$1,000 航空会社からレポートを受け取る
- 3 旅行書類の補填
紛失、損傷により使用不可能になった旅行書類、クレジットカード、トラベラーズチェックの再発行手数料

4 旅行書類の不正使用

保険期間中、旅行書類、クレジットカード、トラベラーズチェックの盗難により本人、親族、同伴者以外の無権限者の使用によって生じた支払い責任 支払最高額\$5,000 まで

5 現金

現金、紙幣貨幣、小切手、チェック、郵便為替、その他の流通証券の紛失 支払い最高額\$1,000

第2章1においては、特別指定携行品として追加料金が支払われていない限り、一品の最高支給額は\$2,500 までで、特別指定携行品の支払い限度額は、一品\$5,000 合計\$30,000 までです。クレームの際には、レシートか市場価格が必要です。

この章における支払い方法

私達は以下の支払方法を独断で選択出来ます

- (a) 代用品購入価格の支払い
- (b) 修理または、代用品提供
- (c) 減価償却価格の支払い
- (d) 代用価格か補償価格のいずれか低額の方を選択支払い

条件

- 1 この章における支払い条件として、盗難、損傷、紛失発覚後、速やかに警察または、適当な権威者に届け出て書面にてレポートを受け取る。トラベラーズチェック、及び旅行書類は、速やかに使用中止にする。
- 2
 - (a) 貴重品は、パッケージ、安全確保に気を付け監視を怠ってはならない。
 - (b) 品物を公共の場所で鍵をかけかけなかったり、無監視にしてはならない。また、建物や車の中に鍵をかけない状態や留守にしてはならない。車の中に一晩中置き去ってはならない
 - (c) ノート型コンピュータと携帯式電気製品は、鍵をかけた場所、金庫、強固な部屋に保管し、ロックされた車内の見えるところに置かず持ち運ぶようにする。

適用対象外 以下での補償金を支払いません

- 1. 電子データ、ソフトウェア
- 2. 壊れやすい物への損傷(カメラ、ビデオ、双眼鏡は支払い枠内)
- 3. 消耗、引き裂き、劣化、大気と気候、カビ、虫、かじり、害虫やクリーニング、アイロン、プレス、修理、修復、手直しの過程から生じた損傷損失
- 4. 郵送、宅配便で輸送されたもの、インターネットで購入したが届かなかった場合
- 5. 貨の減価と切り下げから生じた損失
- 6. 税関や他の権威者によって生じさせられた損傷損失
- 7. 貴方が使用する家具、電化製品と持ち運ばない事務用品
- 8. 使用中に生じたサーフボード、セールボート、ブギーボート、自転車などのスポーツ用具への損傷
- 9. データーの損失とその結果による損失
- 10. ノートブックコンピュータのクレームでの最初の\$200 (免責\$200) とその他のクレームでの最初の\$100(免責\$100)
- 11. 車内に放置された携行品の合計金額\$10,000 以上のクレーム

第3章 接続便への乗り遅れ

予期しない出来事により予定していた交通機関に乗り遅れ、コース開始日、受験などの特別なイベントに間に合わせる為、交通機関を乗り継いだ場合にはそれにかかった費用を支払います。

適用対象外

以下は支払対象外です

- 1 貴方が旅行にかかわる他の人のビジネス、ファイナンシャル、契約義務、約束から生じた乗り遅れ
- 2 旅行会社の集客不足から生じたツアーのキャンセル
- 3 貴方の到着変更に合わせてることが可能であった特別な出来事から生じたクレーム
- 4 計画の変更、気変わり
- 5 予期していたストライキ
- 6 この章において、クレームの最初の\$100(免責\$100)。ニュージーランドスチューデントは適用されません。

第4章 死亡、または怪我による身体不随

1 補償の説明

保険契約期間中、または怪我の発生から 12 ヶ月後以内での死亡、身体不随には、補償金支払い基準通りに支払います。

2 露出

自然への露出による怪我（日焼けによる炎症や凍傷など）と露出してから 12 ヶ月以内に生じた死亡、または怪我による身体不随には、補償金支給基準通りに支払います。

3 失踪

輸送機関の事故から貴方が 12 ヶ月以内に発見されなかった場合は、死亡とみなされます。

条件

- 1 以上のいずれかの出来事が発生した後は、この章の全ての補償は無効になります。
- 2 2つ以上の出来事には支払われません。
- 3 補償金は、ファミリープランで旅行中の経済的被扶養者か 18 歳以下の法的被保護者に、最高\$10,000 まで支払われます。
- 4 全ての補償金は貴方が貴方の遺族、貴方の任命人に支払われます。

適用対象外

すべてのタイプの病気、病気、感染、伝染、接触感染。怪我から感染も含む。治療からの感染と敗血症は対象範囲内です。

第5章 賠償責任

貴方が法的に責任を負わなければならない全ての損害、賠償、弁護資料を補償金支払基準内で支払います。

- 1 他人への障害(死亡、病気を含む)
- 2 物への損失、損害

条件

私達との同意書作成前に過失、責任を認めてはならない。

適用対象外

以下から直接、間接的に生じた損害、賠償、弁護資料には支払いません。

- 1 貴方への怪我(死亡、病気を含む) または、貴方と同居する貴方の家族
- 2 貴方の従業員への怪我(死亡、病気を含む)
- 3 貴方か貴方と同居する家族の所有または、管理下の物への損失、損害
- 4 貴方が所有、または使用の推進可能な全ての乗り物で起きた損失と怪我(死亡、病気を含む)
- 5 貴方のビジネス、商売、職業、または貴方のアドバイスから生じた損失と怪我（死亡、病気を含む）
- 6 責任放棄不可能でない全ての契約
- 7 貴方か貴方の従業員、貴方ののツアーグループによる犯罪、違法行為から生じた損失と怪我(死亡、病気を

含む)

- 8 裁判判決
- 9 悪質、見せしめ、処罰的な損害
- 10 この章において、クレーム毎の最初の\$100(免責\$100)。

第6章 誘拐と身代金 貴方が誘拐されたら以下を支払います

- 1 誘拐で支払われた身代金
- 2 身代金請求において使われた以下の経費
 - (a) 私達が承認した保安警備コンサルタント料
 - (b) 身代金支払い目的の為に金融機関から借りた \$ 250,000 以下の金額への利子。
 - (c) 調査、交渉、身代金支払いと貴方の救出に使われた経費

条件

- 1 この保険カバーのことを秘密にしなければならない
- 2 貴方に代わって仲介、交渉はいたしません
- 3 誘拐されたら、以下が必要
 - (a) 誘拐されたことの確証
 - (b) 警察への通報、そして彼らの指示に従う
 - (c) 私達への直ちに通報する
 - (d) 身代金や品物の通し番号や特徴を記録する
4. 調査で貴方の陰謀、詐欺と判明したら全額返金をする

適用対象外

- 1
 - (a) 過去において誘拐保険の加入を拒否されたかキャンセルされた
 - (b) 過去に誘拐、誘拐の企みの犠牲になった
 - (c) 過去に身代金を要求された
- 2 メキシコ、中央アメリカ、南米、武装国連軍が駐留している国

第7章 レンタカー 損害と盗難免責のカバー

レンタカーの契約中の損害と盗難において、私達は補償金支払基準内で免責、支払い負担額を支払います。

条件

- 1 レンタカーは、正規に許可された会社から借りたものでなければならない。
- 2 レンタカー会社の自動車保険に加入しなければならない
- 3 レンタル規約と保険において全ての要求に従わなくてはならない

適用対象外

以下には支払いません

- 1 レンタル規約、保険契約違反から生じた損失障害
- 2 消耗、悪化、大気と気候、カビ、虫、かじり、害虫によって生じた損傷、元からある不良と損傷
- 3 この章において、クレーム毎の最初の\$100(免責\$100)。ニュージーランドスチューデントは適用されません。